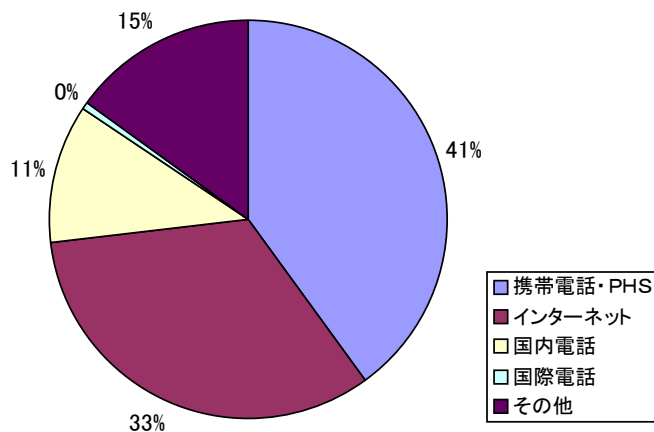


1. 電気通信サービス関係

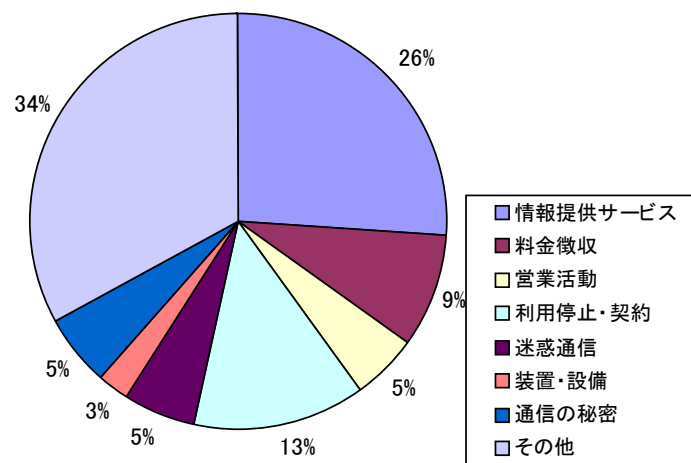
(1) サービス別件数

区 分	20年度
携帯電話・PHS	95
インターネット	79
国内電話	27
国際電話	1
その他	36
合 計	238



(2) 内容別件数

区 分	20年度
情報提供サービス	62
料金徴収	21
営業活動	12
利用停止・契約	32
迷惑通信	13
装置・設備	6
通信の秘密	13
その他	79
合 計	238



(3) 特徴等

ア. サービス別で見ると、「携帯電話・PHS」に関するものが95件で約40%を占め、次いで「インターネット」に関するものが79件で約33%となっています。この2つのサービスで全体の約73%を占め、これらを利用したトラブルに関する相談が依然として多く寄せられています。

イ. 内容別で見ると、「情報提供サービス」に関するものが62件で全体の約26%を占め、次いで「利用停止・契約」に関するものが32件で約13%、「料金徴収」に関するものが21件で約9%となっています。

「情報提供サービス」に関する相談の内容としては、「全く身に覚えのない情報提供料金の請求があった」「画面をクリックしたら、いきなり登録完了画面となり、登録料の請求があった」などの架空料金請求や不当料金請求に関する相談が依然として多くを占めています。

【参考】

当局では、携帯電話やインターネットなどの電気通信サービスに関するトラブルに消費者が巻き込まれないよう、次の取り組みを行っています。

○ 「e-ネットキャラバン」の実施

子供たちがウィルス、迷惑メール、個人情報漏洩、架空請求詐欺等のトラブルに巻き込まれるのを未然に防止するため、児童・生徒を保護・教育する立場にある保護者、教職員を主な対象として、インターネット、携帯電話の安心・安全利用に関する講座を開催しています。

○ 電気通信サービスモニター会議の開催

公募による電気通信サービスモニターから、電気通信サービスに関する意見や要望を消費者の立場から幅広くいただき、安心・安全なサービスの向上に努めています。

○ 消費生活センターとの連携

各地の消費生活センターへの電気通信に関する制度や苦情・相談等の情報を提供して、相談者への適切な対応が可能となるよう連携強化に努めています。

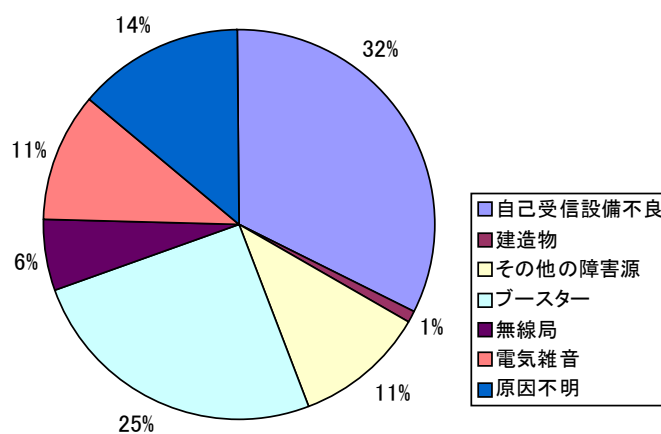
○ 消費者に対する周知啓発

東北総合通信局ホームページ内への「電気通信サービス消費者情報コーナー」の設置や消費者向けパンフレットを配布するなど、周知啓発に努めています。

2. 放送受信障害関係

(1) 原因別件数

区 分	20年度
自己受信設備不良	46
建造物	1
その他の障害源	15
ブースター	35
無線局	8
電気雑音	15
原因不明	19
合 計	139



- ・「自己受信設備不良」は、個人の受信設備や共同受信設備の不良によるものです。
- ・「建造物」は、ビル、鉄塔などの建造物による障害です。
- ・「その他の障害源」は、高周波利用設備などからの不要な電波による障害です。
- ・「ブースター」は、家庭に設置されるテレビ電波を増幅する機器で、調整不良・経年劣化などにより異常発振を起し、不要な電波を出して障害を発生させたものです。

(2) 特徴等

「自己受信設備不良」が46件で約33%を占め、次いで近隣家庭で設置した「ブースター」からの障害が35件で約25%となっています。この2つの原因で全体の約58%を占めており、テレビ本体やアンテナ系の老朽化に起因する相談が多く寄せられています。

【参 考】

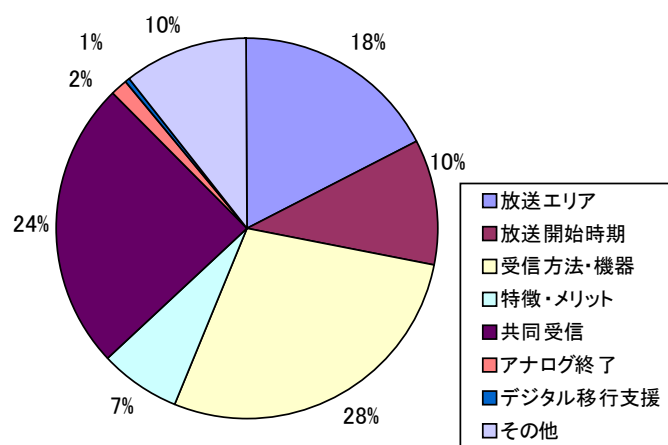
当局では、東北受信環境クリーン協議会(※)の協力を得ながら、相談を受けた受信障害の解消のために必要な対策について、助言・指導を行っています。

※ 東北受信環境クリーン協議会は、東北総合通信局、NHK、民間放送事業者、電気事業者、メーカー、電気商業組合などで組織され、テレビ、ラジオ放送等の受信障害をなくす活動を行っている団体です。

3. 地上デジタルテレビ放送関係

(1) 内容別件数

区 分	20 年度
放送エリア	32
放送開始時期	19
受信方法・機器	51
特徴・メリット	13
共同受信	44
アナログ終了	3
デジタル移行支援	1
その他	19
合 計	182



(2) 特徴等

ア 「受信方法・機器」に関するものが51件で約28%、「共同受信」に関するものが44件で約24%を占め、次いで「放送エリア」に関するものが32件で約18%となり、これらの3区分で全体の約70%となっています。

イ 相談の内容からみると、地上デジタル対応テレビの設定方法やアンテナの調整方法等の具体的な視聴方法の相談が多く寄せられています。また、マンション等の棟内共聴施設等のデジタル化対応についての相談も多く寄せられています。

【参 考】

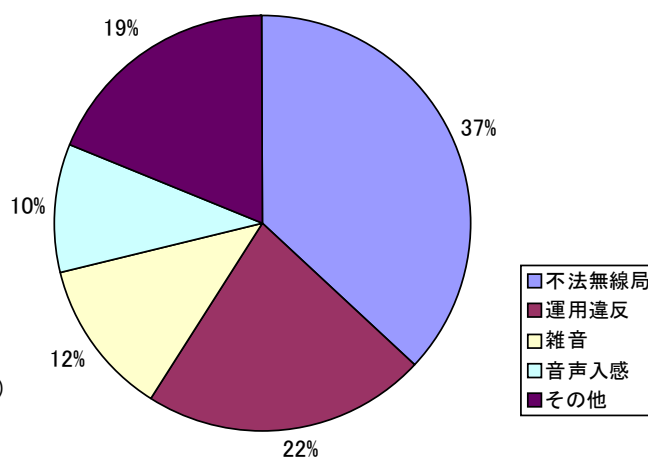
- 東北総合通信局ホームページ内に、「地上デジタルテレビ放送のご紹介コーナー」を設けるとともに、「アナログ放送終了の周知、デジタル放送移行への理解、デジタル放送の受信方法、デジタル化に便乗した悪質商法への注意等」に関するパンフレット等を作成・配布するなど、周知・後方に努めています。
<http://www.ttb.go.jp/digital/>
- 地上デジタルテレビ放送の「放送エリア」や「放送開始時期」については、次のホームページで確認できます。
 - ・ 現在視聴できる地上デジタル放送のエリアの「めやす」(郵便番号等からも検索)
<http://dpa.or.jp/> (社団法人デジタル放送推進協会)
 - ・ 地上デジタルテレビ放送中継局ロードマップ(中継局の開局目標時期)
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/zenkoku/roadmap1.html
(地上デジタル推進全国会議)
- テレビ受信者の皆様からのお問い合わせには、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」(地デジコールセンター、電話:0570-07-0101)で、一括して受け付けています。

4. 混信・申告関係

(1) 原因別件数

区 分	20年度
不法無線局	37
運用違反	22
雑音	12
音声入感	10
その他	19
合 計	100

(「その他」には原因不明を含む。)



(2) 特徴等

ア 無線局の混信・申告のうち、不法無線局(不法市民ラジオ、不法パーソナル無線、不法アマチュア無線など)による妨害が37件(37%)と最も多く、次いで冗長通信等の運用違反によるものが22件(22%)となっております。

イ 申告に対する措置状況については、混信等が再現せず自然消滅したものが11件、情報として不法無線局の探査また電波の監査に活用したものが40件、対処方法について説明、助言により完了したものが13件、調査継続中のものが22件、原因不明で特定ができなかったものが14件となっております。

ウ 近年、一般家庭に設置されたテレビ受信用ブースターの経年劣化等による発振、また衛星放送(BS・CS放送)ブースターの接続不良による混合器からの漏洩等により、携帯電話基地局への混信妨害が5件発生しています。

【参 考】

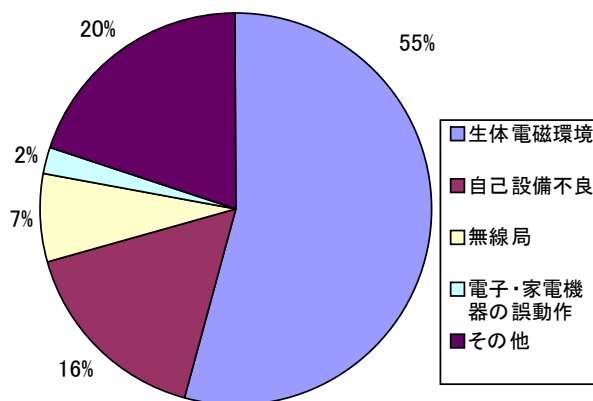
当局では、混信の申告に対して、内容の分析や情報収集を行い、必要な場合は現地調査を実施するなどして迅速に対応しています。

また、無線局の適切な利用ルールや、不法無線局が社会に及ぼす悪影響などの周知広報を行っているほか、混信等の主な原因である不法無線局について、捜査機関等との共同取締りなどを強化しているところです。

5. 電磁環境関係

(1) 内容別件数

区 分	20年度
生体電磁環境	46
自己設備不良	14
無線局	6
電子・家電機器の誤動作	2
その他	17
合 計	85



- ・「生体電磁環境」は、電磁波の人体への影響の相談及び電波利用における人体の防護指針の問い合わせ等
- ・「自己設備不良」は、無線機の劣化等により発生したノイズによる無線通信への妨害
- ・「無線局」は、明らかに不法無線局が原因による電子・家電機器の誤動作
- ・「電子・家電機器の誤動作」は、原因不明による電子・家電機器の誤動作

(2) 特徴等

「生体電磁環境」に関する相談が46件で全体の54%を占めており、携帯電話やICタグなど電波を使用した機器が身近で利用でき、便利な生活環境をもたらすようになっている反面、生体電磁環境に関する相談が引き続き多く寄せられています。

【参 考】

当局では、より安全で安心な電波利用環境の実現に向けた総務省の取り組み、電波が人体に及ぼす影響などについて、一般の方を対象とした電波の安全性に関する講演会を、管内主要都市において開催しています。

【当局相談窓口】

- 電気通信サービス関係(インターネット、電話等に関すること)
情報通信部電気通信事業課 : 022-221-0632
- 放送受信障害関係(テレビ、ラジオ放送の受信障害に関すること)
放送部放送課 : 022-221-0698
- 地上デジタル放送関係
総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター : 0570-07-0101
放送部放送課 : 022-221-0700
- 混信・電磁障害関係(無線局に対する混信、電磁障害等に関すること)
電波監理部電波利用環境課 : 022-221-0641
- 情報通信行政全般(情報通信に関する一般的なお問い合わせ・意見等)
総合通信相談所 : 022-221-0610